

ASAHI NEWS

令和5年2月10日
第155号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■■■ 2月の主な予定 ■■■

税務・会計

2月 1日～3月15日令和4年分贈与税の申告

2月16日～3月15日令和4年分所得税の確定申告書

※固定資産税の納期限(第4期)

(納期限は各都道府県の条例で定められております。関連する各都道府県にお確かめください。)

経営・経済

2月 7日：景気動向指数速報発表(内閣府)

2月 7日：米貿易収支発表(商務省)

2月14日：GDP速報値発表(内閣府)

2月16日：貿易統計発表(財務省)

2月24日：全国消費者物価指数発表(総務省)

2月28日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「相続税と贈与税の一体化～資産移転時期の選択により中立的な税制の構築へ～」

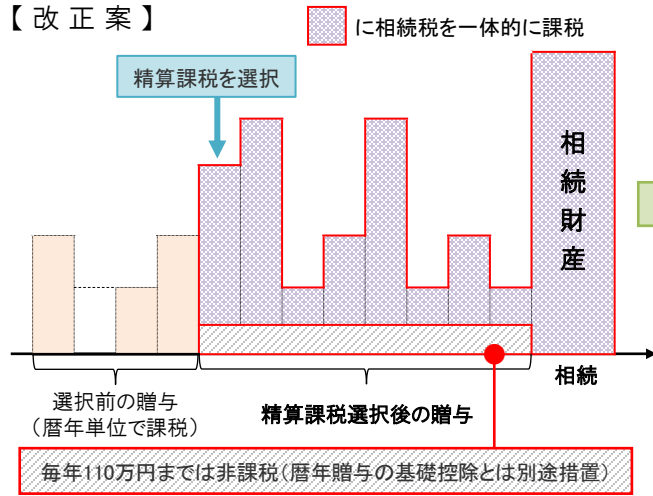
令和4年12月23日、令和5年度税制改正大綱が閣議決定されました。今回の改正項目の注目点のひとつが、「相続時精算課税制度の見直し」と「暦年課税による相続開始前贈与の加算期間延長」です。資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズにあった資産移転が行われるように改正された内容につきまして、ご説明いたします。

相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度とは、**原則として60歳以上の父母又は祖父母などから、18歳以上の子又は孫などに対し**、財産を贈与した場合に選択できる贈与税の制度です。



【改正案】



出典：財務省説明資料「資産の移転時期の選択により中立的な税制の構築」令和4年11月8日に加筆修正

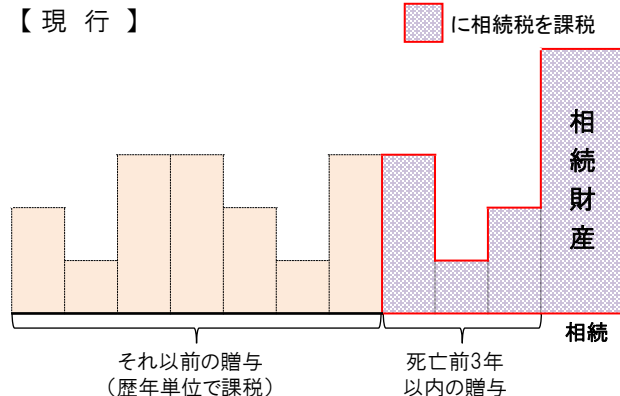
➢ 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付	
現行	累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税
改正案	基礎控除年110万円を除いた 累積贈与額2,500万円まで非課税
➢ 相続時に課税価格に加算する財産の評価額	
現行	贈与時点の評価で固定
改正案	土地又は建物が災害で一定の被害を受けた場合には相続時に再計算
➢ 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税(納付済みの贈与税は税額控除・還付)	

この改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税、同日以後に発生する災害により被害を受ける場合について適用されます。

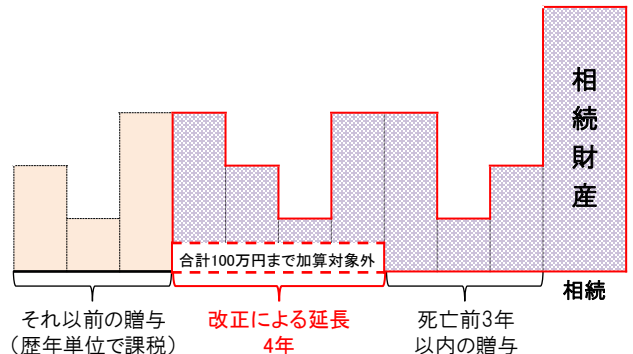
暦年贈与による相続開始前贈与の加算期間延長

暦年贈与とは、暦年ごとの贈与額に対し**基礎控除年110万円を除いた額**に累進税率を適用して課税する贈与制度です。

【現行】



【改正案】



出典：財務省説明資料「資産の移転時期の選択により中立的な税制の構築」令和4年11月8日に加筆修正

【改正案】

- ① 相続開始前にあった贈与につき、**相続財産に加算する期間を3年から7年に延長**
- ② 相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、**加算対象から合計100万円を控除**

この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

インボイス導入の際の補助金活用について

インボイス制度に関する補助金として、経済産業省より、IT導入補助金、小規模事業者持続化補助金の2種類が紹介されています。なお、紹介する制度概要は令和4年度第2次補正予算のものとなります。詳細な公募情報は、準備が整い次第、経済産業省のホームページで公表される予定です。



IT導入補助金

IT導入補助金は、**中小企業・小規模事業者等**が自社の課題やニーズに合った**ITツールの導入を支援する補助金**です。いくつかの種類がありますが、このうちインボイス制度への対応も見据えたものとして、**デジタル化基盤導入枠**が挙げられます。

補助対象者

① 日本国内に本社等を有する中小企業 (下記、資本金・従業員等の要件を満たすもの)		② 日本国内に本社等を有する小規模事業者 (下記、従業員等の要件を満たすもの)	
業種分類	資本金・出資金 / 従業員規模	業種分類	常時使用する従業員の数
製造業その他(注1)	3億円以下 又は 300人以下	卸売業・小売業	5人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下	サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
小売業	5千万円以下 又は 50人以下	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
サービス業(注2)	5千万円以下 又は 100人以下	製造業その他	20人以下

注1 原則、以下の7業種を除きます。

卸売業、サービス業、小売業、ゴム製品製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業、ゴム製品製造業は、資本金3億円以下又は従業員900人以下

注2 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下

※ 上記に該当しても大企業に所有されている中小企業・小規模事業者は適用対象外となります。



補助内容

類型名	デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)		
ツール名	ITツール ※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト、ECソフト	PC等	レジ等
補助額	~50万円以下(下限を撤廃)	50万円超~350万円	~10万円 / ~20万円
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む)		



小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が、地域の商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用が補助される補助金です。

補助対象者

日本国内に本社等を有する**小規模事業者・個人事業主**(上述、IT導入補助金の小規模事業者と同様)

※ 大企業に所有されている小規模事業者は適用対象外となります。



補助内容

免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者(インボイス転換事業者)に対し、令和4年度第2次補正予算において、全ての申請枠で**補助上限が一律に50万円上乘せされます(最大250万円補助)**。

申請類型	補助上限額※	補助率	対象経費(予定)
通常枠	100万円 (50万円)	2/3以内 (成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4以内)	① 機械装置等費、② 広報費、 ③ ウェブサイト関連費、 ④ 展示会等出展費、⑤ 旅費、 ⑥ 開発費、⑦ 資料購入費、 ⑧ 雑役務費、⑨ 借料、⑩ 設備処分費、 ⑪ 委託費・外注費等
成長・分配強化枠 (賃上げや事業規模拡大の取組)	250万円 (200万円)		
新陳代謝枠 (創業や後継ぎ候補者等の新たな取組)	250万円 (200万円)		

※ 補助上限額の()内金額は、インボイス転換事業者以外が申請した場合

補助金の導入にあたり、ご不明な点がございましたら、弊社担当者へお問い合わせください。